

提出された意見の概要及びそれに対する市の考え方

意見の概要	意見に対する市の考え方
<p>小動物の死体の火葬について、従来民間の業者が営業していたところへ、安価で参入することはやめてほしい。</p>	<p>小動物の死体は、一般的には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号）」の適用により、焼却場で焼却されます。近年、ペットの死体を家族同様に火葬したいというニーズが高くなっており、小動物の火葬設備を整備している公営斎場も見受けられることから、川越市斎場にも小動物の火葬設備を整備することとしました。</p> <p>小動物の死体の火葬料金については、近隣公営斎場での小動物の死体の火葬料金を勘案し、平均的な金額を設定しています。</p>